

今後のスケジュールは

どうなっているの？

住民のみなさんにマイナンバー（個人番号）をお知らせする「通知カード」が、本年（平成27年）10月以降、原則として住民票に記載された住所に順次郵送されます。そして、平成28年1月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始され、同時に申請者には「個人番号カード」の交付が始まる予定です。

なお、平成29年1月から国の機関の間で情報連携開始、7月から地方公共団体等でも情報連携開始、7月からは国と地方公共団体間でも情報連携が開始されます。

マイナンバー制度スタート！

通知カードの郵送開始（全住民）（世帯ごとに郵送されます）

個人番号カードの交付開始（希望者のみ）

国の機関の間で情報連携開始

地方公共団体間でも情報連携開始

平成29年7月からは国と地方公共団体間でも情報連携が開始されます。

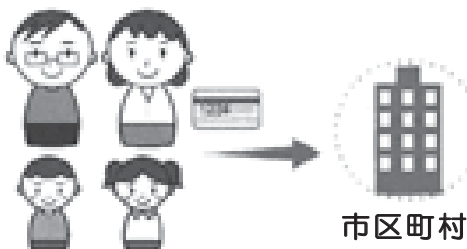
（お願い）

平成27年10月から送付が始まる「通知カード」と平成28年1月以降、市区町村に申請して取得することとなる「個人番号カード」は、大切に保管してください。たとえば、給料やアルバイト代などの受取りにも必要になります。

個人番号カードの用途と通知カードとの違いは？

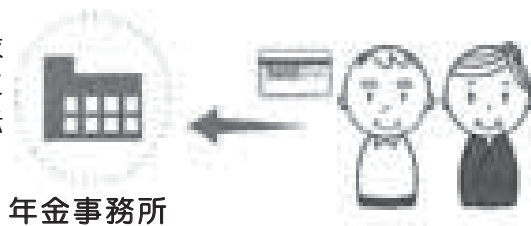
個人番号カードは、住民基本台帳カード（以下、「住基カード」といいます。）と同様、ICチップの付いたカードを予定しており、表面に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載される予定です。本人確認のための身分証明書として使用できるほか、図書館カードや印鑑登録証など地方公共団体等が条例で定めるサービスに利用できます。また、e-Taxの電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

一方、通知カードは、紙製のカードで、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報とマイナンバーが記載されます。顔写真は掲載されませんので、通知カード単体での本人確認ができないため、申請等を行う場合には、運転免許証等の顔写真付きの公的な証明書の提示が必要となります。

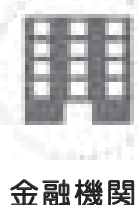


毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



年金事務所



金融機関

証券会社や保険会社などはマイナンバーの提示を受け、法定調書などに記載します。

勤務先はマイナンバーの提示を受け、源泉徴収票などに記載します。



勤務先